平成２５年（フ）第４２７４号
大阪府寝屋川市清水町10番14号
債務者　山口やす子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８１号
大阪市北区豊崎１丁目２番10号　西原ハイツ106号室
債務者　平田　幸秀
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３０８号
大阪府寝屋川市上神田２丁目３番10号、前住所大阪府寝屋川市平池町27番７号
債務者　古川　孝雄
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３８９号
大阪府東大阪市長堂１丁目11番31号　ナニワマンション206号
債務者　簗瀬　研二
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１９号
大阪府大東市氷野２丁目５番13号　村田文化２Ｆ右端
債務者　青山　朝美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５１号
大阪市浪速区久保吉１丁目６番２―405号
債務者　岩村春子こと　金　　春子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目10番30―３号、前住所鹿児島県鹿屋市王子町4197番地
債務者　持留　　創
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1563番地
債務者　原　　施幸
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１７２号
青森市佃２丁目９番22号　パレスふじＢ―101
債務者　櫛引　正人
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５８号
熊本県合志市須屋77番地６
債務者　成松　恵梨
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３号
山口市吉敷佐畑４丁目８番２―403号　ケアハウス悠々
債務者　浦山　幸子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
山口県防府市大字田島545番地の２　雇用促進住宅
債務者　原田　博昭
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
青森県八戸市下長４丁目４番６―42号県営住宅
債務者　宮田　美子（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
川崎市高津区下野毛１丁目10番12号　久保荘３－５
債務者　阿部　光代
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１２号
川崎市高津区下野毛２丁目３番18号　メゾン秋元３―202、前住所川崎市高津区千年256番地１　メイツ武蔵小杉富士見台401
債務者　安田　雅和
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１５号
川崎市中原区上小田中６丁目１番11号
債務者　中崎マリベルこと　ＮＡＫＡＺＡＫＩ　ＭＡＲＩＢＥＬ　ＤＯＭＢＲＯＷＳＫＩ
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
川崎市川崎区藤崎１丁目９番17号　サンハイム201
債務者　保立　利春
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係